

**欠格要件**

1, 2について、次の表に該当するときは免許できない。(5条関係)

- 1 免許を受けようとする者(個人、法人)
- 2 法人役員、政令使用人、法定代理人、法定代理人の役員

区分	内容	該当条項 (5条1項)	5年間免許 が受けられ ないもの
身分	○成年被後見人 ○被保佐人 ○破産者で復権を得ないもの(破産手続開始の決定から)	1号	
処分	次の条項による免許取消から5年を経過しない者 ○免許の不正取得(66条1項8号) ○情状が特に重い不正不当行為、業務停止処分違反 (66条1項9号) *法人のときは業務を執行する社員、役員等も	2号	○
	免許の不正取得(66条1項8号)、情状が特に重い不正不当行為、業務停止処分違反(同条同項9号)の疑いがあるとして免許取消の聴聞公示後に廃業届を提出した者	2号の2	○
刑罰	禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	3号	○
	次の法律により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ○宅建業法 ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ○刑法の次の罪 傷害罪(204条)、傷害助勢罪(206条)、 暴行罪(208条)、凶器準備集合罪(208条の3)、 脅迫罪(222条)、背任罪(247条) ○暴力行為等処罰に関する法律	3号の2	○
不正 行為	○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者	3号の3	○
	免許の申請前5年以内に宅地建物取引業に不正又は著しく不当な行為をした者	4号	
	宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者	5号	
宅建士	専任の宅地建物取引士の不在・不足	9号	

- 注) 1 「役員」には、役名のいかんにかかわらず法人に対し業務を執行する権限を有する者を含む。
- 2 「政令使用人」とは、事務所の代表者で契約締結権限を有する者をいう。
- 3 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者が免許を受けようとする場合の親権者、後見人をいう。
- 4 「法定代理人の役員」とは、法定代理人が法人である場合において、その役員をいう。